

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の第三項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の第二項ただし書の場合を除き商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第五十五条、第五十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中、「被害者又は八其法定代理人が損害者及び加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。

第十八条第三項第三号中（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したものの。第二十七条第一項において同じ。）を削る。第二十八條第三項を次のように改める。 第三 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。 第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第三十九条中、「第五百五条（書類の提出）及び第六百六条（信用回復の措置）」を、「及び第六百六条の二から第六百六条まで（具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の設定及び信用回復の措置）」に改める。

第四十条第一項中、「この条、第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において」を削る。第四十三條の五の次に次の一条を加える。

(審判書記官) 第四十三條の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しななければならない。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第六百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第六十五條第三項中「及び」の下に、「第三項並びに」を加える。 第六十八條第一項中、並びに第十三條第一項を、「第六十二條の二、第十三條第一項並びに第十三條の二」に読み替へるのを、「第十三條の二第五項中「第三十七條」とあるのは「第六十七條（第一号に係る部分を除く。）」と読み替へる」に改め、同条第三項中、「第二十八條」を「第二十八條の二」に改める。

第六十八條の二に次の一項を加える。 2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。 第六十九條中「についての」の下に、「第十三條の二第四項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）」を加え、第七十五條第二項第一号を、「第七十五條第二項第四号」に改める。

第七十條第一項中「第三十八條第二項」を、「第三十八條第三項」に改める。 第七十一條第一項第一号中「消滅」の下に「、回復」を加える。 第七十五條第二項第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする標章についてした補正

第八十二條第二号中「各本条」を、「一億円以下」に改める。 第八十三條中「第四十三條の八」を、「第二十八條第三項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三條の八」に、「特許法第七百七十四條第三項」を、「同法第七百七十四條第三項」に改める。 附則第二十九條中「又は人に対し、を」に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して」に改める。 第五条 商標法の一部を次のように改正する。 目次中「第七章 防護標章（第六十四條一節 第七章の二 マドリッド協定の商標登録出願等）」を 「第七章 防護標章（第六十四條一節 第一節 国際登録出願（第二節 商標登録出願等））」に改める。 第六十八條を「第七節 第一節 国際登録出願（第二節 商標登録出願等）」とし、第六十八條の二を第六十八條の三として、第六十八條の三を第六十八條の四とする。 第六十八條の二を「第六十八條の二（以下「九」）に改める。 第六十八條中「審査官は、」の下に、「政令で定める期間内に」を加える。 第六十八條の二を第六十八條の四十とし、第七章の次に一章を加える。 第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例 第一節 国際登録出願 (国際登録出願) 第六十八條の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）（第二條(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）」を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二條(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）」をしなければならない。この場合において、通商産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）

二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

2 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならぬ。

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求め、議定書の締結国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求め、商品及び役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標準について議定書第三條(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標準又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

第六十八條の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二條(1)に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。 2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するとき、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

(事後指定) 第六十八條の四 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三條の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて国際登録後のものである以下、事後指定」という。）を特許庁長官にすることができる。